

5 総防管第 3 8 2 号
令和 5 年 4 月 2 8 日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

都民・事業者への要請・協力依頼の終了及び都対策本部の廃止について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国は新型コロナウイルス感染症を 5 月 8 日から 5 類感染症に位置付け、基本的対処方針及び政府対策本部の廃止を決定しました。

都においても、4 月 28 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、都民や事業者への要請・協力依頼を終了し、都の対策本部を廃止することを決定しました。(資料 1)

5 月 8 日以降は、都が感染防止対策を一律に求めるのではなく個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本となります。(資料 2)

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

基本的対処方針及び対策本部の廃止、措置の終了

国の動き

厚生労働大臣が感染症法に基づき、
5月8日に新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけることを公表

特措法の対象外となるため政府対策本部において
基本的対処方針を廃止

特措法の規定により閣議において
政府対策本部を廃止

都の対応

都民・事業者への要請・協力依頼を終了

【現在の要請等の内容】

- ①都民向け : 基本的な感染防止対策の徹底等
- ②事業者向け : 業種別ガイドラインの遵守、
非認証店の時間・人数の制限 等
- ③イベント : 規模要件に沿ったイベント開催

都対策本部を廃止

■ 特措法第25条

政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、
遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

※併せて、審議会・モニタリング会議を廃止
※職員による全庁的な応援体制は5月末で終了

活気あふれる日常に！



都が感染防止対策を一律に求めるのではなく
個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本

- ・ 手洗いや換気などの基本的感染防止対策は、引き続き有効
- ・ 高齢者等のハイリスク層がいる場面などでは、マスク着用を推奨
医療機関の受診、高齢者施設への訪問など